

自転車は自転車駐車場に!

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで歩道や道路に自転車・バイクを置いていませんか。邪魔にならないように置いたつもりでも、その1台の放置自転車を契機に放置自転車が増え、その1台の放置自転車が責任を持って路上放置をしないよう心がけましょう。

また、市では、「西東京市自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

撤去した自転車等を返還する際は、撤去保管料として自転車は2千円、原付バイクは3千円を徴収します。有料自転車駐車場は、自転車・原付バイクの場合、100円〜200円で一時利用できます。また、月ぎめの利用も可能です。

放置自転車は周囲の迷惑になります。また、放置した方にとっても負担額が大きくなります。通勤・通学、買い物、旅行等で長時間自転車等を駐車する際は、自転車駐車場を利用しましょう。



家庭用廃食用油を回収します

2月10日(木)午前中に、家庭用廃食用油の回収を行います。左表の回収場所にお持ちください。使い古しの家庭用廃食用油は、新聞のインク・塗料等にリサイクルされます。

ポリタンクが必要な方には、当日それぞれの回収場所でお渡します。次回以降は名前を書いてお持ちください。事前に必要な方には、保谷庁舎別棟1階ごみ減量推進課でお渡しします。ペットボトルは貴重な資源です。廃食用油の入れ物には使わないでください。

回収予定時刻・場所 左表の通り
ごみ減量推進課(保谷内線2221)

回収時刻	場所
午前9時	総合体育館 中町児童館 ひばりが丘福祉会館
午前9時30分	田無町地区会館 芝久保児童館 保谷障害者福祉センター ひばりが丘北児童センター
午前10時	北原地区会館 芝久保地区会館 富士町福祉会館 北町市民集会所
午前10時30分	谷戸地区会館 芝久保公民館 柳沢第三市民集会所 下保谷福祉会館
午前11時	柳沢第一児童遊園 西原団地集積所 ゾンネンハイム田無 柳橋出張所 住吉福祉会館
午前11時30分	田無庁舎駐車場 新町福祉会館 保谷庁舎駐車場

ちよこつと共済(交通災害共済)加入申込受付

「ちよこつと共済」は、東京都39市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあつた時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

共済期間 4月1日〜翌年3月31日
選べる2コース制
Aコース(年額千円)：最高300万円の見舞金
Bコース(年額500円)：最高150万円の見舞金



次の方は、市費でBコースに加入しますが、希望により差額の500円の負担でAコースに変更することができます。
小・中学生の方 4月1日現在、70歳以上の方 生活保護を受けている方 愛の手帳 身体障害者手帳をお持ちの方 パンフレットと加入申込書は、予約受付開始前後に各家庭に配布します。どんな小さな交通事故(自転車単独事故等)でも必ずすぐに警察に届け出て、交通事故証明(人身)の申請をしてください。

東京市町村総合事務組合ホームページアドレス <http://www.ctv.tokyo.or.jp/>
交通計画課(保谷内線2471)

お勧めします 国の「中退共制度」

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

中退共制度の特色
国の制度なので安全・確実・有利 掛金の一部を国が助成
掛金は、税法上、全額損金・必要経費として非課税。口座振替で管理が簡単 企業の実態にあつた退職金制度をもてる

加入の手続き 所定の申込書に記入・押印のうえ、近くの金融機関へ
問合せ 勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部事業推進部(☎03・3436・0151)

市の助成
要件 市内に事業所または事務所を有する中小企業者
平成13年1月以降新たに従業員退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済事業による退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付していること等
期間・金額 該当する従業員の掛金に対して、加入時から36か月を限度として1人につき月額500円を補助(1か月の掛金が5千円未満の従業員は月額300円を補助)します。
補助申請期限 2月21日(月)
受付場所 産業振興課(田無庁舎2階)
産業振興課(保谷内線1442)

無料市民相談

内容	日 時	場 所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	(田) (保)	田無庁舎の相談(庁舎2階市民相談室)：☎64・1311 保谷庁舎の相談(庁舎1階市民相談室)：☎64・1311 内線2115 1432
法律相談(予約制)	2月10日・17日・18日 午前9時～正午	(田)	
	2月8日・9日・15日・16日 午後1時30分～4時30分 15日は女性弁護士による相談	(保)	
人権・身の上相談(予約制)	2月3日 午前9時～正午	(田)	
税務相談(予約制)	2月7日 午後1時～4時	(田)	
	2月4日・18日 午後1時30分～4時30分	(保)	
不動産相談(予約制)	2月17日 午後1時～4時	(田)	
	2月10日 午後1時30分～4時30分	(保)	
登記相談(予約制)	2月10日 午後1時～4時	(田)	
	2月17日 午後1時30分～4時30分	(保)	
表示登記相談(予約制)	2月10日 午後1時～4時	(田)	
	2月17日 午後1時30分～4時30分	(保)	
交通事故相談(予約制)	2月23日 午後1時～4時	(田)	
	2月4日・18日 午後1時30分～4時30分	(保)	
年金・労災・雇用保険 人事一般相談(予約制)	2月14日 午後1時～4時	(田)	
行政相談(予約制)	2月18日 午後1時～4時	(田)	
	2月3日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政手続き相談(予約制)	2月2日 午後1時～4時 (遺言、相続、分割協議書)	(田)	

▶予約方法 予約制の相談...2月1日(火)から電話、または来庁にて受け付けます。
相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場で受け付けます。

内容	日 時	場 所	問合せ		
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター (☎25-4040)			
住宅増改築相談	2月4日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階展示コーナー	消費者センター (☎25-4141)		
		保谷庁舎1階ロビー			
動物相談	2月16日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)		
		保谷庁舎1階ロビー			
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時 2月11日(祝)は休み	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター(51-0600) 相談専用電話(51-0808)		
母子相談	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課(☎64-1311内線2351)	事前連絡をしてください		
身体障害者相談	2月9日 午後1時～3時	田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 保谷保健福祉総合センター第2相談室 (☎64-1311内線1561、2348)			
知的障害者相談	2月15日 午後1時～3時				
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談 ☎25-4972		
		田無庁舎5階(予約のみ)			
女性相談	悩みなんでも相談(電話・面接) 月・火・木曜日午前10時～午後4時、金曜日午後4時～9時 火曜日は電話相談のみ	市民会館2階相談室 (正午～午後1時は休み)	悩みなんでも相談(☎50-0222) カウンセリング(☎50-0222) からだの相談予約電話(☎50-0055) 生活文化課男女平等推進係(☎50-0055)		
				カウンセリング(予約制)	毎週水曜日午後4時～9時、土曜日午前10時～午後4時
				からだの相談(予約制)	2月9日 午後2時～5時 19日 午前11時～午後4時
電話医療相談(西東京市医師会)	2月1日整形外科・8日内科 午後1時30分～2時30分	(☎38-1100)			
電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	2月4日・18日 午後0時30分～1時30分	(☎66-2033)			

担当課番号案内の(田)の表記は(田)...田無庁舎(南町5～6～13)(保)...保谷庁舎(中町1～5～1)を表します